【様式】

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称			特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）における所要の見直し
2	対象税目	①	政策評価の対象税目	法人税：義（国税 14） 法人住民税、法人事業税：義（自動連動）（地方税 16）
		②	上記以外の税目	―
3	要望区分等の別			【新設・拡充・延長】　【単独・主管・共管】
4	内容			《現行制度の概要》 青色申告書を提出する法人が、令和 7 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度において、特許権又は AI 関連のプログラムの著作物のライセンス取引又は譲渡取引を行った場合に、当該取引に係る所得の金額に自己創出比率を乗じて計算した金額の 30%相当額を、その事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。
				《要望の内容》 経過措置期間後における、令和 7 年 4 月 1 日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。
				《関係条項》 租税特別措置法第 59 条の 3
5	担当部局			内閣府　科学技術・イノベーション推進事務局
6	評価実施時期及び分析対象期間			評価実施時期：令和 8 年 8 月 分析対象期間：令和 7 年度～令和 13 年度
7	創設年度及び改正経緯			・令和 6 年度税制改正にて創設（令和 7 年 4 月 1 日施行） ・改正経緯無し
8	適用又は延長期間			適用期間：令和 9 年度～令和 13 年度
9	必要性等	①	政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しする。
				《政策目的の根拠》 〇日本成長戦略（令和 8 年 7 月 21 日閣議決定） 国内の無形資産投資を促す制度について、その執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえて見直しを検討するとともに、利便性向上を図る。 〇統合イノベーション戦略 2026（令和 8 年 7 月 14 日閣議決定）

				無形資産投資を促す仕組みについて、制度の執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえ、見直しを検討するとともに、利便性向上を検討する。 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の 30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。 〇新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2024 年改訂版（令和 6 年 6 月 21 日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 我が国の研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AIプログラムの著作権）から生じる譲渡所得、ライセンス所得について、30%の所得控除を行うイノベーションボックス税制を創設した。本税制を通じて、民間による無形資産投資を後押しするとともに、本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。
		②	政策体系における政策目的の位置付け	3．イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及
		③	租税特別措置等により達成しようとする目標	研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を増加させる。
		④	政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与	研究開発のアウトプットへのインセンティブとなる本税制の存在により、我が国の研究開発拠点としての立地競争力が強化されるとともに、民間企業による無形資産投資を後押しすることにつながる。
10	有効性等	①	適用数	令和 7 年度適用実態調査の公表前であるため、初年度（令和 7 年度）の適用数は把握できないが、本税制の適用に当たっては、経済産業省による証明書の交付が必要となり、経済産業省が交付した証明書のうち、事業年度が令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの間に終了した事業者による申請が 7 件である。よって、令和 7 年度の適用件数は同程度と見込まれる。 また、本税制の対象となる知的財産は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取

		得又は製作されたものとされている。そのため、今後対象となる知的財産は増加していくことから、令和 7 年度以降、適用件数は順次増加することが見込まれる。
		【算定根拠】 ―
②	適用額	令和 7 年度適用実態調査の公表前であるため、初年度（令和 7 年度）の正確な適用額（所得控除額）は把握できないが、平年度の適用見込額（所得控除の見込額）を試算すると 990 億円であり、令和 7 年度以降、適用額が順次増加し、平年度の適用見込額に達することが見込まれる。
		【算定根拠】 ・平年度の減収見込額として、「令和 6 年度税制改正の大綱」に記載された「イノベーションボックス税制」の額（230 億円）を利用。 ・「令和 4 年度知的財産活動調査」における「業種別資本金階級別の産業財産権の実施状況について」の結果を用いて、大企業と中小企業の本税制の対象所得の比率を推定（大企業/中小企業＝97/3）。 ・大企業の税率は 23.2%、中小企業の税率は 21.5%とした。 ・以上の値を用いて、平年度の適用見込額を算出。
③	減収額	令和 7 年度適用実態調査の公表前であるため、初年度（令和 7 年度）の正確な減収額は把握できないが、令和 7 年度以降、減収額が順次増加し、平年度の減収見込額である 230 億円に達することが見込まれる。
		【算定根拠】 「令和 6 年度税制改正の大綱」に記載された「イノベーションボックス税制」の平年度の減収見込額を用いた。
④	効果	《政策目的（9①）の達成状況及び租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）の実現状況》 令和 7 年度適用実態調査の公表前であるため、初年度（令和 7 年度）の適用数や適用額（所得控除額）を把握できず、現時点で定量的な分析を行うことはできないが、本税制により研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を促していると考えられる。 【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ―
		《租税特別措置等により達成しようとする目標（9③）に対する租税特別措置等の直接的効果》 令和 7 年度適用実態調査の公表前であるため、初年度（令和 7 年度）の適用数や適用額（所得控除額）を把握できず、現時点で定量的な分析を行うことはできないが、本税制により研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を促していると考えられる。

				【使用したデータ（文献等の概要又は所在に関する情報を含む）】 ―
				《適用数（10①）が僅少等である場合の原因・有効性の説明》 ―
		⑤	税収減を是認する理由等	研究開発活動のグローバル化が進展し、イノベーション拠点税制の有無を含めた事業環境が研究開発拠点の立地の判断に影響する状況になってきている中、本税制により、研究開発の海外への流出を防ぐとともに、国内で研究開発投資を行うインセンティブを強化することで、収益化につながり得る知財の創出や関連の投資が国内で活性化することが期待される。 また、英国の税務当局の報告によれば、同国におけるイノベーション拠点税制の効果として、税制の適用を受けた企業の投資額が制度導入から 5 年間で 10%増加したという結果が示されているところ、我が国でもイノベーション拠点税制の効果として知的財産を生み出す投資が増加することが見込まれる。
11	相当性	①	租税特別措置等によるべき妥当性等	我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化するとともに、民間企業自身による無形資産投資を広く後押しするためには、特定の企業や技術を対象とする予算措置や補助金等の支援措置ではなく、税制によるインセンティブを与えることが有効である。
		②	他の支援措置や義務付け等との役割分担	研究開発拠点としての立地競争力を強化するとともに、民間企業による無形資産投資を後押しすることと同様の政策目的に係る他の支援措置や義務付け等は存在しない。
		③	地方公共団体が協力する相当性	研究開発を行う事業会社は都市部だけではなく地方にも存在する。本税制により、地方を含む我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化することは、地方経済にとっても有益であり、地方公共団体が協力することには相当性が認められる。
12	有識者の見解			―
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期			令和 5 年 8 月